

南生苑居宅介護支援事業所
重要事項説明書
(居宅介護支援契約)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(愛知県指定第2371201209号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを下記の通り説明します。

〔目 次〕

1 事業経営法人	1
2 ご利用事業所	2
3 職員体制	2
4 職員の勤務体制	2
5 担当介護支援専門員	2
6 営業日時及び事業の提供地域	2
7 利用料金	3
8 提供するサービス内容	3
9 苦情等申立先	3
10 第三者委員(オンブズマン)	5
11 事故発生時の対応	5
12 秘密保持	5
13 虐待の防止について	5
14 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	6

1. 事業経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人緑生福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県名古屋市緑区大高町字上蝮池14番 |
| (3) 電話番号 | 052-625-1538 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 原田 諭 |
| (5) 設立年月日 | 平成5年6月7日 |

2. ご利用事業所

(1)事業の種類 居宅介護支援事業・平成18年8月1日指定 愛知県2371201209号

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

介護老人福祉施設	平成16年3月31日指定	愛知県2371200839号	定員100名
短期入所生活介護	平成16年3月31日指定	愛知県2371200821号	定員15名
認知症対応型通所介護	平成29年4月1日指定	愛知県2391200322号	定員12名
ケアハウス	平成16年4月1日開設		定員30名

(2)事業の目的 ・ この事業は、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れますように支援します。

(3)当事業所の運営方針 ・ お客様の心身の状態やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、総合的かつ効率的に居宅サービスが提供されるように配慮します。
・ お客様の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に支援します。

(4)事業所の名称 南生苑居宅介護支援事業所

(5)事業所の所在地 愛知県名古屋市南区西又兵衛町4丁目8番2

(6)電話番号 052-619-5310

(7)管理者の氏名 福吉 暁子

3. 職員体制

職種	常勤	指定基準	保有資格	その他
管理者	1名	1名	主任介護支援専門員 社会福祉士	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員		1名以上		管理者と兼務

4. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	週休
管理者	勤務時間帯(9:00～17:20)常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	勤務時間帯(9:00～17:20)常勤で勤務	4週8休

5. 担当介護支援専門員

氏名	福吉 暁子
当事業者の都合により担当を変更する場合は、事前に了解をいただきます。	

6. 営業日時及び事業の提供地域

営業日	月曜日～金曜日(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は休み)
営業時間	午前9時から午後5時
提供地域	名古屋市南区、港区、熱田区、瑞穂区、緑区内全域 (提供地域外の方でご希望者はお相談ください)

7. 利用料金

区分	項目	基本単位	利用料	利用者負担額
利用料	居宅介護支援費			なし
	要介護1・2	1086	12,000円	
	要介護3・4・5	1411	15,591円	
	加算(各々、要件を満たした場合に算定します)			
	初回加算	300	3,315円	
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	2,762円	
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	2,210円	
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	4,972円	
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600	6,630円	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	6,630円	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750	8,272円	
	退院・退所加算(Ⅲ)	900	10,497円	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,210円	
	通院時情報連携加算	50	552円	
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	× 95%		
法定代理受領不可の方(※1)	上記、介護度別利用料+加算		全額負担	
交通費	提供地域内の利用者宅への訪問			無料
	提供地域外			200円/回

※ 注1 保険料の滞納等により、保険給付されない方、又は償還払いの方

◎利用料金の現金払い(注1の方)

現金	当事業所が居宅介護計画費を法定代理受領できないことが判明し、利用者に請求書を送付した時点より2週間以内に現金にて申し受けます。 ・交通費については、訪問ごとに現金にて申し受けます。
----	---

8. 提供するサービスの内容

(1)居宅サービス計画の作成

①利用者への情報の提供	地域の居宅サービス事業者等のサービス内容や利用料等の情報を、利用者又は家族に提供して、サービスの選択を求めます。
②公平中立なケアマネジメントの確保	居宅サービス計画の作成にあたって利用者から複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画原案に位置付けた当該居宅サービス事業者の選定理由の説明を求められます。 当事業所の前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

③利用者の状態の把握	自宅を訪問して利用者及び家族と面接し、利用者の能力やすでに利用しているサービス等の環境等の評価を通して、現に抱えている問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
④居宅サービス計画の原案作成	解決すべき課題に基づき、地域でのサービス提供体制をも考えて提供サービスの目標と達成時期、サービス提供上の留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成します。
⑤サービス担当者との連絡・調整	原案に位置づけたサービスの担当者との会議(サービス担当者会議)や照会等により、原案について専門的見地からの意見を求めます。
⑥居宅サービス計画の確定	原案でのサービスについて、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の内容を利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得ます。
⑦計画実施状況の把握と連絡調整	毎月1回は、ご自宅を訪問し、継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

(2) サービスの内容

情報の提供	居宅介護サービスに関わる様々な情報を提供します。
要介護認定申請の代行	利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定(新規・変更・更新)の申請を代行します。 ただし、代行にあたっては、利用者の被保険者証をお預りします。
関連機関との連絡調整	居宅介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等との連絡調整を図ります。
給付管理表の作成・提出・管理	保険給付にかかわる給付管理業務を行います。 毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。
その他の行政手続きの代行	介護保険制度の有効な利用のために必要な行政手続きを代行します。

9. 苦情等申立先

当事業所	窓口担当者 管理者 福吉 暁子 ご利用時間 毎日 午前9時～午後5時 ご利用方法 担当者まで直接又は電話でご相談ください。 電話 052-619-5310 FAX 052-619-5311 面接 当施設内 面接室ほか 苦情箱 (1階事務所前のエレベーター前に設置)
行政機関その他 苦情受付機関	あいち福祉オンブズマン 電話 052-963-0338 名古屋市介護事業者指定指導センター 電話 052-950-2232 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情調査係 電話 052-971-4165

10. 第三者委員(オンブズマン)

オンブズマンの名称	あいち福祉オンブズマン
所在地	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-35
電話番号	052-963-0338
FAX	052-963-0338
受付時間	火・木(13:00~17:00)

11. 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、すみやかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

12. 秘密保持

- (1) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。
- (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとします。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 福吉暁子
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 虐待防止のための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

- ①事業所との契約期間中に他の居宅介護支援事業所による居宅サービス計画の作成は出来ません。
- ②入院された場合、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名をお伝えください。
- ③介護福祉施設への入所申し込みをされた場合は、必ずご連絡ください。
- ④要介護等有効期間中に、変更申請をされる場合は、必ずご連絡ください。
- ⑤訪問予定時間、面接予定時間を守るように極力努力しますが、交通渋滞等の理由により、遅れることがあるかもしれませんので予めご了承ください。
- ⑥訪問時のお茶やお菓子の接待、また、金品の譲渡はお断りします。

付 記

1. 記載されている内容は、令和6年4月1日現在のものです。
2. 重要事項説明書は、毎年4月1日に新しいものを作成します。
3. サービス内容や利用料等でその内容の変更により、利用者に影響があると思われる変更については、変更の2ヶ月前に当苑掲示板にて公表いたします。

重要事項説明書について説明を受け同意しました

令和 年 月 日 氏名 _____